

域が県の福祉事務所の所管である。

ウ 監査を実施した中央福祉事務所では、19件の未収返納金のうち17件は分納の取り決めを口頭にて行っていた。このうち13件は取り決めどおり分納支払中である。

上記19件のうち3件(2,764,346円)については1度も入金がない。

④ ところで、表19ないし22の各表はそれぞれ調定額についての未収金を対象としている。しかし、平成10年度末現在で未調定のままの返納金が次のとおりある。

ア 生活保護法第31条2項適用分4件、119,904円

イ 生活保護法第63条適用分10件、3,640,568円(分納返済期限に合わせて分割調定している。)

ウ 生活保護法第78条適用分3件、3,190,120円(分納返済期限に合わせて分割調定している。)

したがって、平成10年度末における未収返納金の合計額は、40件、33,332,227円が実数である。

(5) 未収金(未収返納金)発生後における県の対応

① 年1回、文書による督促を行っているが、その実施時期、実施回数については各福祉事務所が独自に判断して行っている。

中央福祉事務所で文書による督促を実施したのは平成10年度が初回である。

② 保護継続中の世帯については、地区担当者が訪問時に納入指導を行っている。

しかし、その訪問は未収金の徴収が目的ではなく、あくまで生活保護の指導が目的である。このため納入指導をどのように行ったのか記録がなく、

具体的な状況が不明である。

(6) 未収金徴収手続上の問題点

- ① 保護廃止世帯には、毎月納付書を送付するほかは年1回の督促状を送付するのみで、その他の手続は行っていない。電話、訪問等による督促手続が必要である。
- ② 分納中の返納金については、毎月納付書が世帯主宛に送付されている。このうち返納金発生後に離婚したケースでは（2例あったが、いずれも不正受給によるもの）、収入申告もれのあった者（元妻）に対してのみ納付書が発行されていたが、世帯主であった元夫にも合わせて納付を請求する必要がある。
- ③ 生活保護費返納金は強制執行できない債権であり、5年で消滅時効となる。分納されていない返納金については、債務承認などの時効中断手続が必要である。
- ④ 生活保護法第78条に基づく返納金（不正手段による受給）で、悪質な場合には、生活保護法第85条、刑法第246条等の刑罰規定の適用が可能であるが、これまでに刑事告発をしたことはない。

しかし、不正行為を未然に防ぐためには、不正行為は断じて許さず刑事告発も辞さないとの厳しい姿勢が必要である。

- ⑤ 分納により分割返済するもののうち、徴収可能性が高く、返済期間が10年を越えないものについては、一旦債権全額を一括調定した後に調定額を全額にわたり減額して、各返済期限における分割返済額に合わせた金額を調定（分割調定）している。

しかし、この方法では簿外となる債権が発生するため、債権管理面からは好ましくない。

⑥ 県では、調定額とはその年度における収入予定の金額を意味し、未収入金とは収入予定であったにもかかわらず収入できなかった金額を意味する。

債権全額の調定ができないのであれば、債権残高を別途管理する方法を用いる必要がある。

⑦ 分納の取り決めをしたケース 17 件のうち、8 件は生活保護受給中の世帯である。生活保護とはそもそも最低限の生活を確保するためのものであり、最低生活を維持するだけの金銭しか支給されていない。受給金の中から分割返済金を捻出することには困難がともなう。

また、分納中の返納金額は 1,000 円から 30,000 円と少額で、かつ返済期間が長期にわたる。高齢の債務者が多く、完納に至るかどうか疑問がある。

したがって、返納金ができるだけ発生させないこと、返納金の額が大きくならないよう早期に発見することが必要である。

3 児童扶養手当返納金

(1) 制度の概要

児童扶養手当とは、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、原則として 18 歳までの児童の養育者に対して支給する手当である。

対象となる児童は次のとおりである。

- ① 父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 3 カ月以上にわたり、父が沈没した船舶に乗っていた等で生死不明である児童
- ⑤ 1 年以上にわたり父から遺棄されている児童
- ⑥ 1 年以上にわたり父が法律により拘禁されてい

る児童

- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
 - ⑧ ⑦に該当するかどうかが明らかでない児童
- (2) 根拠となる関連法令等
- 児童扶養手当法
 - 同法施行令
 - 同法施行規則

(3) 児童扶養手当返納金の発生事由

児童扶養手当法に定めた受給資格が無いか、あるいは受給手続の継続中に受給資格を喪失したにもかかわらず手当の支給を受けた者があるときには、その支給金額を返還させる。

また、これらの受給が偽りその他不正な手段によるときには、知事は受給額（不正利得）の全部又は一部を国税徴収の例により徴収（強制執行）することができる（児童扶養手当法第23条）。

(4) 未収金（未収返納金）の状況

① 収入未済額（未収返納金）等の過去10年間の推移は表23のとおりである。

表23

年度	調定額	不納欠損額	収入未済額	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
					調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
元	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
2	1,845,250	0	478,250	25.9%	0	0	0.0%	1,845,250	478,250	25.9%
3	8,509,980	0	6,223,850	73.1%	478,250	478,250	100.0%	8,031,730	5,745,600	71.5%
4	9,831,480	0	8,551,410	87.0%	6,223,850	5,663,620	91.0%	3,607,630	2,887,790	80.0%
5	13,074,390	0	10,924,630	83.6%	8,551,410	8,197,010	95.9%	4,522,980	2,727,620	60.3%
6	17,442,610	0	13,108,850	75.2%	10,924,630	10,479,400	95.9%	6,517,980	2,629,450	40.3%
7	17,994,164	0	15,080,500	83.8%	13,108,850	12,451,350	95.0%	4,885,314	2,629,150	53.8%
8	17,975,894	0	16,825,892	93.6%	15,080,500	14,565,000	96.6%	2,895,394	2,260,892	78.1%
9	22,578,066	0	17,367,724	76.9%	16,825,892	15,750,530	93.6%	5,752,174	1,617,194	28.1%
10	21,922,518	7,003,380	11,135,590	50.8%	17,367,724	9,414,640	90.8%	4,554,794	1,720,950	37.8%

ア 返納金の未収率は年度によって変動があるが、全体的に高い値である。また過年度からの繰越分については、ほとんど徴収されていない。

イ 平成元年度は調定がなかった。同年度以前は実際に返納があった額についてのみを調定して

いたが、平成元年の厚生省による調査の結果、発生額について調定を行うよう指導が行われて、平成2年度からは発生額全額について調定が行われるようになった。

ウ 不納欠損額は5年の消滅時効によるものである。

時効中断の効果がある督促状の発送は平成4年6月から行われている。この時に督促状を発送した未収金は平成9年度に消滅時効が完成し、また平成5年8月に督促状を発送したものは平成10年度に時効が完成した。いずれも平成10年度に不納欠損処分を行った。

エ 返納金の調定額が年々増加しているのは、児童扶養手当の給付額が増加しているためである。

過去10年間の児童扶養手当給付額と返納金発生額の対比は表24のとおりである。

表24

年度	返納金調定額 a	手当給付額 b	a / b
元	0	734,025,450	0.0%
2	1,845,250	884,273,604	0.2%
3	8,509,980	1,010,970,976	0.8%
4	9,831,480	1,153,380,532	0.9%
5	13,074,390	1,272,357,640	1.0%
6	17,442,610	1,416,621,480	1.2%
7	17,994,164	1,626,113,740	1.1%
8	17,975,894	1,802,808,820	1.0%
9	22,578,066	1,929,250,310	1.2%
10	21,922,518	2,050,367,280	1.1%

オ 児童扶養手当の給付額全体に占める返納金発生率は1%程度である。ただし、返納金を分割で返納するものについては、返納期限毎に分割金額が調定されている。

このため表24における返納金調定額は当該期限の分割額のみが表示されており、調定額と返納を受けるべき金額とは一致しない。

次に平成10年度末における未調定の返納金は4,949,434円であるので、表23の同年度の収入未済額11,135,590円にこれを加えると、収入未済金の総額は16,085,024円となる。

② 平成9年度及び10年度末における未収金額の発生年度別内訳は表25、表26のとおりである。ただし、未調定分についてはこの表に含まれていない。

また、これらの表の件数は調定件数であり、人數とは一致しない。人数合計は、平成9年度末で95名、平成10年度末で67名である。

表25 9年度末

年度	件数	未収額
2	1	410,000
3	28	4,657,090
4	30	2,297,390
5	29	2,461,120
6	24	1,680,670
7	25	2,476,550
8	20	1,685,510
9	16	1,699,394
合計	173	17,367,724

表26 10年度末

年度	件数	未収額
3	2	155,600
4	1	20,000
5	28	2,313,120
6	24	1,641,750
7	22	2,275,550
8	17	1,440,550
9	17	1,568,070
10	17	1,720,950
合計	128	11,135,590

(5) 未収金（未収返納金）発生後における県の対応

- ① 年1回、文書による督促を行っている。
- ② ちなみに、平成10年度の未収金について平成11年7月に実施した督促状の送付については、宛名不明で返送されたものが9名、1,284,

660円である。返送されたものについては住民票等で行方を調べているが、すべてのものが行方不明のままである。

- ③ 返納金について、これまでには児童扶養手当法第23条による不正利得金に該当すると判定したケースはない。

(6) 未収金徵収手続上の問題点

- ① 年1回の文書による督促のみでは、未収金の徵収手続としては不十分である。

現状のままでは未収金のほとんどが5年を経過し、消滅時効で不納欠損処分となる。

- ② 児童扶養手当返納金のうち不正利得について強制執行という厳しい徵収方法が認められているのは、不正受給は断固として許さない趣旨と解すべきである。かかる点からすれば、返納金発生時ににおける不正利得該当の判定を厳格にし、不正利得と認められる返納金については強制執行を適用すべきである。

- ③ また、時効中斷手続である債務の承認をとり、債権が消滅時効とならないようにすることも必要である。

4 母子及び寡婦福祉資金貸付金

(1) 制度の概要

- ① 母子福祉資金貸付金は、配偶者のない女子で未成年の子を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している子の福祉を増進することを目的としている。

- ② 寡婦福祉資金貸付金は、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子に対し、貸付を行うことで、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的としている。

(2) 根拠となる関連法令等

母子及び寡婦福祉法

同法施行令

同法施行規則

同法施行細則

(3) 貸付金の種類

① 両貸付金に共通のもの

事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、療養、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類

② 母子福祉資金に特有のもの

児童扶養資金

(4) 貸付条件（両貸付金に共通）

① 返済方法 ア 月賦、半年賦、年賦の3種類の中から借主が選択する。

イ 返済の方法は、預金口座からの自動引落しと納付書による振込みとのどちらかを借主が選択する。

自動引落しの場合は、期日に引落しができなかった元利金について納付書が発行され、借主に送付される。

② 貸付利息 修学、技能取得、修業、就職支度、就学支度、療養及び児童扶養ならびに生活の一部は無利子。その他のものは3%

③ 連帯保証人及び連帯債務者 ア 連帯保証人が必要である。
イ 修学、修業、就職支度及び就学支度資金については、貸付金の実質的使用者である子が連帯債務者（連帯借主）になる。

④ 消滅時効 ア 事業開始及び事業継続資金については、商事債権となるものは個

々の返済期日より 5 年経過後に時効となる。

イ その他の資金については個々の返済期日より 10 年経過後に時効となる。

(5) 資金貸付の状況

① 過去 10 年間における新規貸付金の資金別状況は別表 I 、別表 J のとおりである。

これによれば、貸付額、貸付件数ともに修学資金が大半を占めている。貸付額及び貸付件数は全体としては減少傾向にあるが、修学資金については増加傾向にある。

② 平成 10 年度末の貸付金の残高は、母子及び寡婦福祉資金貸付金合計で 11 億 3,577 万 5,136 円である。

過去 10 年間における両貸付金の残高合計の推移は表 27 のとおりである。

表 27

年度	両貸付金残高の合計額(千円)
元	979,536
2	964,706
3	957,234
4	996,686
5	1,037,106
6	1,032,146
7	1,109,693
8	1,139,227
9	1,134,811
10	1,135,775

両貸付金の残高合計は増加する傾向にある。

これは、別表 I 、別表 J のとおり新規の貸付額は漸減しているが、修学資金の貸付額が増加しているのが原因と思われる。

修学資金は修学期間にわたって毎月貸付が行われるため貸付期間が長く、また返済期間も最長10年と長いため、貸付の発生が返済を上回っていると思われる。

(6) 未収金（滞納貸付金）の状況

① 両貸付金の収入未済額（滞納額）の過去10年間における推移は表28、表29のとおりである。

各表における調定額とは、その年度における返済予定額を示しており、これは元本及び利息を含んでいる。

したがって、各表に示した収入未済額も未払元本及び未払利息を含んでいる。

表28 母子福祉資金貸付金

年度	調定額	不納欠損額	収入未済額	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
					調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
元	269,510,413	0	131,733,110	48.9%	127,242,742	106,716,444	83.9%	142,267,671	25,016,666	17.6%
2	270,131,968	0	135,688,953	50.2%	131,733,110	109,843,357	83.4%	138,398,858	25,845,596	18.7%
3	267,099,143	0	140,160,367	52.5%	135,688,953	118,884,010	87.6%	131,410,190	21,276,357	16.2%
4	263,649,168	0	144,208,141	54.7%	140,160,367	126,594,186	90.3%	123,488,801	17,613,955	14.3%
5	265,673,264	0	145,439,752	54.7%	144,208,141	129,833,257	90.0%	121,465,123	15,606,495	12.8%
6	266,736,096	0	141,382,734	53.0%	145,439,752	127,374,344	87.6%	121,296,344	14,008,390	11.5%
7	266,392,074	0	140,712,707	52.8%	141,382,734	126,878,930	89.7%	125,009,340	13,833,777	11.1%
8	264,645,880	0	141,342,449	53.4%	140,712,707	129,178,640	91.8%	123,933,173	12,163,809	9.8%
9	262,573,772	0	143,249,694	54.6%	141,342,449	131,213,606	92.8%	121,231,323	12,036,088	9.9%
10	261,700,744	0	142,185,056	54.3%	143,249,694	131,969,937	92.1%	118,451,050	10,215,119	8.6%

表29 寡婦福祉資金貸付金

年度	調定額	不納欠損額	収入未済額	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
					調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
元	91,486,994	0	40,972,932	44.8%	40,964,500	34,323,423	83.8%	50,522,494	6,649,509	13.2%
2	86,215,237	0	39,689,880	46.0%	40,972,932	32,991,111	80.5%	45,242,305	6,698,769	14.8%
3	80,516,394	0	38,722,572	48.1%	39,689,880	34,209,382	86.2%	40,826,514	4,513,190	11.1%
4	76,583,267	0	38,513,147	50.3%	38,722,572	34,514,042	89.1%	37,860,695	3,999,105	10.6%
5	78,343,023	0	40,145,384	51.2%	38,513,147	34,877,832	90.6%	39,829,876	5,267,552	13.2%
6	75,740,878	0	38,919,223	51.4%	40,145,384	35,965,567	89.6%	35,595,494	2,953,656	8.3%
7	72,833,331	0	36,592,864	50.2%	38,919,223	34,459,683	88.5%	33,914,108	2,133,181	6.3%
8	63,935,688	0	35,488,454	55.5%	36,592,864	33,869,991	92.6%	27,342,824	1,618,463	5.9%
9	57,985,920	0	34,281,754	59.1%	35,488,454	32,733,812	92.2%	22,497,466	1,547,942	6.9%
10	53,585,454	0	33,970,745	63.4%	34,281,754	32,107,932	93.7%	19,303,700	1,862,813	9.7%

ア 未収率は母子福祉資金で54.3%、寡婦福祉資金で63.4%と非常に高い数値になっている。その内容を見ると、前年度からの繰越が

90%を越えており、高い未収率は過年度に発生した未収債権に起因していることがわかる。

現年度分の未収率は若干減る傾向にある。しかし、過年度分の未収率は現年度分の未収額繰越が加算されるため悪化の傾向にあり、これが全体としての未収率を上昇させている。

イ 両資金の未収金について不納欠損処分は一度も行われていない。

② 母子福祉資金貸付金未収額の平成9年度末、10年度末における発生年度別内訳は表30、表31のとおりである。

表30 平成9年度末

賃料	件数	未 収 額	賃料	件 数	未 収 額
3 2	1	8,761	5 4	8	390,134
3 3	1	10,791	5 5	13	807,073
3 4	2	16,650	5 6	28	1,733,184
3 5	2	18,777	5 7	33	2,714,149
3 6	2	13,665	5 8	43	3,616,952
3 7	3	11,188	5 9	49	4,172,022
3 8	3	10,683	6 0	64	6,149,346
3 9	5	47,614	6 1	84	8,455,645
4 0	4	22,983	6 2	84	10,368,164
4 1	2	11,352	6 3	91	10,996,982
4 2	3	13,457	元	91	10,246,118
4 3	2	21,417	2	95	10,587,471
4 4	4	40,618	3	103	9,700,896
4 5	6	121,480	4	87	8,986,552
4 6	4	86,043	5	92	8,858,547
4 7	2	72,924	6	104	9,709,361
4 8	7	172,242	7	118	11,051,075
4 9	7	254,719	8	110	10,738,865
5 0	6	208,275	9	152	12,036,088
5 1	4	196,065			
5 2	5	247,999			
5 3	6	323,367	計	1,530	143,249,694

表31 平成10年度末

賃料	件数	未 収 額	賃料	件 数	未 収 額
3 2	1	8,761	5 4	8	375,416
3 3	1	10,791	5 5	12	703,655
3 4	2	16,650	5 6	26	1,612,742
3 5	2	18,777	5 7	30	2,603,527
3 6	2	13,665	5 8	40	3,388,767
3 7	3	11,188	5 9	46	3,966,582
3 8	3	10,683	6 0	59	5,785,766
3 9	5	47,614	6 1	75	7,920,486
4 0	4	22,983	6 2	79	9,680,230
4 1	2	11,352	6 3	88	10,460,573
4 2	3	13,457	元	85	9,817,304
4 3	1	8,562	2	85	9,148,990
4 4	3	22,390	3	92	9,023,713
4 5	5	103,252	4	83	8,585,824
4 6	3	81,486	5	82	8,175,914
4 7	2	72,924	6	86	9,115,905
4 8	5	118,296	7	94	10,115,079
4 9	6	244,675	8	84	9,652,097
5 0	6	203,265	9	98	10,032,465
5 1	4	196,065	1 0	120	10,215,119
5 2	5	247,999			
5 3	5	320,067	計	1,445	142,185,056

③ 平成 9 年度末、10 年度末における寡婦福祉資金貸付金未収額の発生年度別内訳は表 3 2、表 3 3 のとおりである。

表 3 2 平成 9 年度末

賃貸	件数	未 収 額	賃貸	件数	未 収 額
4 8	1	53,356	6 2	14	1,849,432
4 9	2	126,313	6 3	17	1,951,042
5 0	2	127,620	元	21	2,978,420
5 1	4	192,125	2	17	2,440,424
5 2	4	232,882	3	17	2,221,585
5 3	5	497,303	4	17	2,450,001
5 4	4	257,131	5	13	3,526,973
5 5	3	203,201	6	13	2,173,382
5 6	5	481,292	7	17	1,874,111
5 7	5	640,944	8	12	1,418,832
5 8	10	977,989	9	12	1,547,942
5 9	12	1,758,650			
6 0	16	1,961,377			
6 1	17	2,339,427	計	260	34,281,754

表 3 3 平成 10 年度末

賃貸	件数	未 収 額	賃貸	件数	未 収 額
4 8	1	53,356	6 2	12	1,762,148
4 9	2	126,313	6 3	14	1,799,303
5 0	2	127,620	元	16	2,239,910
5 1	4	192,125	2	16	2,413,090
5 2	3	202,882	3	15	2,111,762
5 3	5	467,303	4	16	2,229,113
5 4	3	249,803	5	13	3,506,973
5 5	3	203,201	6	13	2,076,501
5 6	5	453,620	7	15	1,645,259
5 7	5	640,944	8	10	1,409,663
5 8	9	925,573	9	11	1,408,595
5 9	11	1,614,442	10	12	1,862,813
6 0	16	1,919,001			
6 1	16	2,329,427	計	248	33,970,745

④ 各表の調定年度は、貸付金の返済期日（最終返済期日ではなく分割返済の期日）の到来した年度、すなわち調定の行われた年度である。

件数は各年度毎の貸付件数であるが、複数年度にわたる滞納者がいるため、合計は貸付件数に一致しない。

不納欠損処分が 1 度も行われていないため、かなり古い年度のものが残っている。これらの中には回収可能性に問題のあるものがかなり含まれている。

⑤ 平成 10 年度末における収入未済額の資金別残高、未収率及び未収金発生の資金種別割合は表 3 4、表 3 5 のとおりである。

表 3 4 母子福祉資金貸付金

資金種別	調定額	不納欠損額	収入未済額	率	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
						調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
事業開始	112,230,567	0	88,034,901	61.9%	78.4%	86,919,173	82,147,494	94.5%	25,311,394	5,387,407	23.3%
事業継続	31,968,618	0	19,105,274	13.4%	87.0%	20,249,351	19,044,550	94.1%	1,719,267	30,724	3.5%
修学	90,722,187	0	22,022,646	15.5%	24.3%	23,219,970	19,752,990	85.1%	67,502,217	2,269,656	3.4%
技能習得	1,501,789	0	589,786	0.4%	39.3%	616,526	411,467	66.7%	385,263	178,319	20.1%
修業	5,736,750	0	1,875,387	1.3%	32.7%	1,972,968	1,738,082	88.1%	3,763,782	137,305	3.6%
就職支度	1,023,120	0	304,242	0.2%	29.7%	326,423	244,393	75.0%	696,697	59,349	8.5%
療養	532,240	0	401,682	0.3%	75.5%	378,342	369,342	97.6%	153,898	32,340	21.0%
生活	1,918,930	0	813,790	0.6%	42.4%	663,561	648,805	97.8%	1,255,369	164,985	13.1%
住宅	14,433,300	0	6,677,245	4.7%	46.3%	6,310,573	5,640,302	89.4%	8,122,727	1,036,343	12.3%
転宅	987,359	0	894,003	0.6%	90.5%	810,970	810,970	100.0%	176,389	33,033	47.1%
就学支度	10,366,071	0	1,261,137	0.9%	12.2%	1,576,394	956,099	60.6%	3,789,177	305,058	3.5%
結婚	279,813	0	204,943	0.1%	73.2%	204,943	204,943	100.0%	74,870	0	0.0%
児童扶養	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
合計	261,700,744	0	142,185,056	100.0%	54.3%	143,249,694	131,969,937	92.1%	118,451,050	10,215,119	8.0%

表 3 5 寡婦福祉資金貸付金

資金種別	調定額	不納欠損額	収入未済額	率	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
						調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
事業開始	20,721,776	0	16,861,031	49.6%	81.4%	16,658,015	15,898,839	95.4%	4,063,761	962,192	23.7%
事業継続	11,460,462	0	9,271,979	27.3%	80.9%	9,142,047	8,698,662	95.2%	2,318,415	573,317	24.7%
修学	8,891,023	0	4,904,257	14.4%	55.2%	5,282,707	4,799,857	90.9%	3,608,316	104,400	2.9%
技能習得	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
修業	106,956	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	106,956	0	0.0%
就職支度	62,532	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	62,532	0	0.0%
療養	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
生活	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
住宅	11,862,344	0	2,831,088	3.3%	23.9%	3,087,431	2,608,184	84.5%	8,774,913	222,904	2.5%
転宅	90,710	0	90,710	0.3%	100.0%	90,710	90,710	100.0%	0	0	0.0%
就学支度	80,838	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	80,838	0	0.0%
結婚	308,313	0	11,680	0.0%	3.8%	20,844	11,680	56.0%	287,969	0	0.0%
合計	53,585,454	0	33,970,745	100.0%	63.4%	34,281,754	32,107,932	93.7%	19,303,700	1,862,813	9.7%

両資金とも、資金種別で見ると事業開始及び事業継続資金が未収金額の大半を占めている。

未収率についても、事業開始及び事業継続資金が特に高い。

⑥ア 母子寡婦福祉資金貸付金の債権管理は、徳島、鳴門、小松島、阿南の4市については県の児童家庭福祉課が直接管理し、それ以外の町村については中央、那賀、日和佐、川島、脇町、池田の各福祉事務所が分担している。

平成10年度における未収金（滞納貸付金）の福祉事務所別、資金別残高は、別表Kのとおりである。

母子及び寡婦福祉資金の各未収額は4市で74.2%、79.1%を占めている。また、未収額の資金別内訳では事業開始資金及び事業継続資金の合計がともに75%以上である。

イ これらの表における未収額（滞納額）には未調定のものは含まれていない。すなわち、分割返済される場合にはそれぞれの返済期限毎に調定が行われるため、返済期限の到来していないものは未収額として把握されていない。

しかし、貸付金の返済が滞った場合には残債権すべてを不良債権として認識する必要がある。これを考慮して作成したものが別表Iである。

ただし、これは平成10年度末の正確な数値ではない。電算システム上、正確な数値を把握することが困難なため、簡便的な方法で数値を算出した。

具体的には、収納判定日を平成11年5月31日と指定している。収納閉鎖日は現年調定分については5月31日（ただし福祉事務所においては4月30日）であるが、過年度調定分については3月31日である。

福祉事務所調定分及び過年度調定分について、この差異のある期間に入金があればその分だけ10年度末の数値よりも未収額が少なくなる。

しかし、この金額の差は僅少であるため平成10年度末の数値として捉えても影響は少ない。

ただし、利息については期間到来前の未実現の未収利息が含まれているので注意を要する。未実現の未収利息は、4,276,408円であるので、これを除くと10年度末の貸付金未収金総残高は221,809,511円である。

未実現の未収利息は、貸付金の返済期限の到来とともに債権として実現していくため、将来

の未収金となる可能性が非常に高い。

(7) 未収金額について4市の内訳を示すと、表36、表37のようになる。徳島市が大半を占めている。

表36 母子福祉資金貸付金

資金種別	徳島		鳴門		小松島		阿南		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
事業開始	76	63,403,274	6	3,993,933	4	4,372,748	14	5,831,940	100	77,601,895	56.1%
事業継続	34	13,544,128	1	176,221	5	1,379,211	6	2,641,333	46	17,740,893	12.8%
修学	69	26,905,310	0	0	9	747,557	8	1,988,300	86	29,641,167	21.4%
技能習得	5	695,989	0	0	0	0	0	0	5	695,989	0.5%
修業	9	1,966,625	0	0	2	147,989	0	0	11	2,114,614	1.5%
就職支度	2	118,530	2	88,967	0	0	1	26,940	5	234,437	0.2%
療養	1	29,635	0	0	0	0	0	0	1	29,635	0.0%
生活	3	759,716	0	0	1	422,845		0	4	1,182,561	0.9%
住宅	8	2,351,076	2	587,980	1	825,144	3	1,797,109	14	5,561,309	4.0%
転宅	4	593,472	0	0	0	0	1	152,341	5	745,813	0.5%
就学支度	27	2,301,311	0	0	1	29,845	1	35,000	29	2,566,156	1.9%
結婚	0	0	1	204,943	0	0	0	0	1	204,943	0.1%
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	238	112,869,066	12	5,052,044	23	7,925,339	34	12,472,963	307	138,319,412	100.0%

表37 寡婦福祉資金貸付金

資金種別	徳島		鳴門		小松島		阿南		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
事業開始	10	9,883,273	1	759,687	0	0	4	1,781,741	15	12,424,701	44.3%
事業継続	15	7,108,412	0	0	1	632,147	1	130,000	17	7,870,559	28.1%
修学	9	4,377,717	0	0	1	767,800	1	246,940	11	5,392,457	19.2%
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
療養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
住宅	4	1,013,185	0	0	2	441,582	1	797,634	7	2,252,401	8.0%
転宅	1	90,710	0	0	0	0	0	0	1	90,710	0.3%
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	39	22,473,297	1	759,687	4	1,841,529	7	2,956,315	51	28,030,828	100.0%

(7) 事業開始資金及び事業継続資金の貸付についての個別検討

① 貸付対象者である母子及び寡婦は、もともと経済的基盤が弱く経済環境の変化による影響を受けやすい。貸付金によって自立促進が図られる反面、事業の不振や疾患等により貸付金の返済が困難となる。

このことが、事業開始資金及び事業継続資金の未収金がその大半を占めている大きな理由と思われるが、資金貸付時における経営面での審査が十分でなく、その結果、成功見込みの薄い事業に対する貸付が行われていたのではないかとも考えられる。

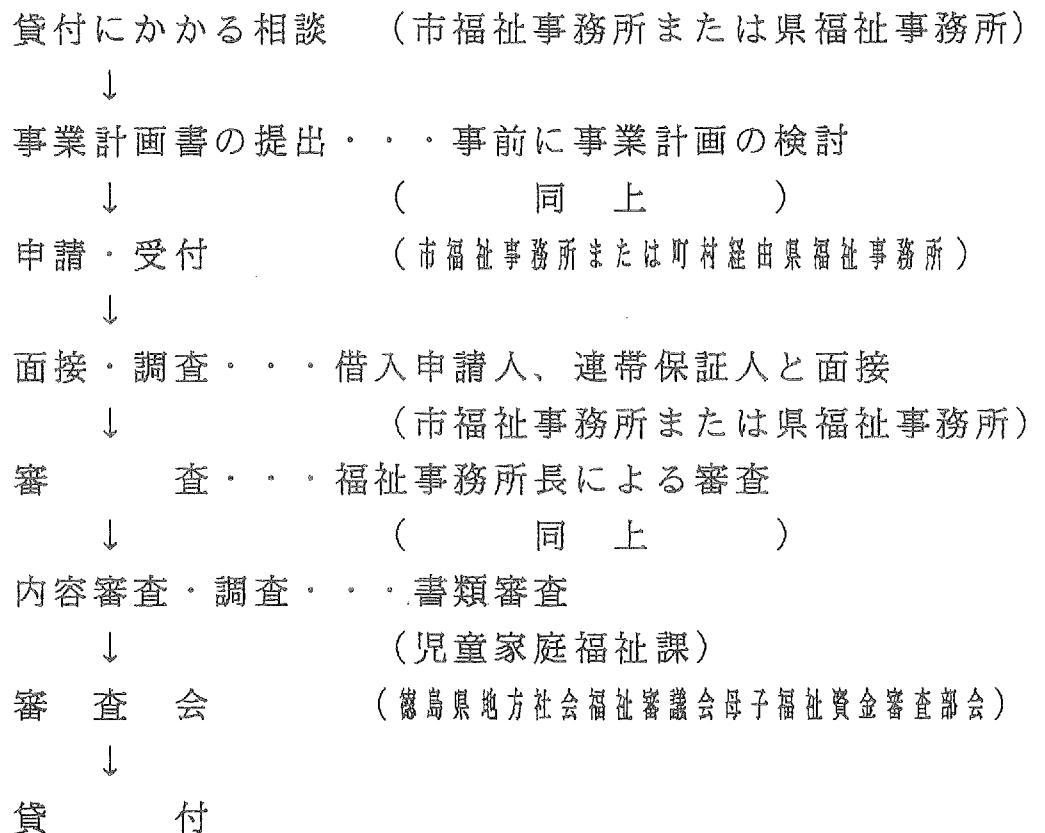
- ② 別表Ⅰによれば、全体に占める事業開始資金と事業継続資金の各割合が、母子福祉資金では58.2%と、10.3%、また寡婦福祉資金では52.6%と26.2%であり、各事業資金を合計すると、母子福祉資金で68.5%、寡婦福祉資金で78.8%になる。

そこで、事業開始資金と事業継続資金の貸付手続を個別に検討した。

なお、修学資金については母子福祉資金と寡婦福祉資金のそれぞれで20.3%、13.2%が多いが、修学資金の対象となる子が連帯債務者となっているので、子が就職すれば子よりの返済が期待できるために個別検討の対象からはずした。

- ③ 事業開始資金及び事業継続資金のうち、平成10年度の新規貸付5件、平成7年以後の貸付で未収（滞納）が発生したもの6件について、貸付時の書類を閲覧した。

ア 事業開始資金及び事業継続資金の貸付手続は次のとおりである。



イ 貸付時における問題点

(7) 個別に書類を閲覧したケースでは、貸付審査時において必要な書類はすべて具備されていた。

貸付金の使途については事前に事業計画書等で届けることになっており、すでに支出済の費用については領収証が、また支出予定の費用については見積書が添付されている。しかし、見積書の提出によるものについては、貸付実行後に現場を検分するのみであり、計画どおりに資金が費消されたかどうかを領収証等によって確認していない。不正な借入が行われるのを防ぐためには、借入金使途を領収証等で確認すべきである。

(1) 連帯保証人への保証意思の確認は事前に面接にて行っているが、借用書への署名捺印は福祉事務所で行っていないため（債務者らが

家に持ち帰って行っている。）、保証人本人が署名押印しているかどうかは不明である。

後日における保証人からの保証否認の主張を防ぐためにも、福祉事務所職員の面前で保証人に署名押印を求めるべきである。

また、連帯保証人自身については、その保証能力に疑問のあるものがあった。

(ウ) 事業計画そのものについて、経営の専門家でない審査会、母子相談員あるいは福祉事務所職員に適切な判断ができるかどうか問題がある。

平成7年以後の貸付で滞納中のものを見ると、明らかに事業計画に無理があるものがあった。

(エ) 当該事業に対する経験が少なく、事業の成功の見込みについて疑問がある者多かった。

事業を起こしても失敗すれば却って経済的な破綻を招く。

したがって、新規事業への貸付や事業拡張のための貸付は慎重に行う必要がある。

(8) 未収金（滞納貸付金）発生後における県の対応

① 年1回、文書により債務者及び連帯保証人に督促を行う。

督促状の発送は、以下の者を除外して行われる。

ア 行方不明者

イ 定期的に入金のある者

ウ 返済事実の有無について争いのある者で、督促状の発送が好ましくないと判断されるもの。

② 母子相談員等が、訪問及び電話により返済の指導を行う。

母子相談員等による指導は、滞納発生後に納付書が再発行されてから1カ月間入金のない場合に行われる。

この場合に母子相談員は、償還督促記録カードに督促の実施状況を記録する。

③ 滞納した場合の延滞金は、徳島県母子寡婦福祉資金違約金事務取扱要綱により、延滞した元利金につき年10.75%の割合で徴収するとなっているが、同要綱に定める違約金免除の事由があるので徴収をしていないとの説明を受けた。

(9) 未収金徴収手続上の問題点

① 前記の(8)の①のウについては、実質的判断が母子相談員及び担当職員にゆだねられている。

② 債還督促記録カードについては、児童家庭福祉課で直接管理している事業開始資金41件（うち母子35件、寡婦6件）、事業継続資金14件（うち母子11件、寡婦3件）及び中央福祉事務所の事業開始資金22件（うち母子16件、寡婦6件）、事業継続資金6件（うち母子5件、寡婦1件）について閲覧を行った。

ア 連帯保証人から直接取立てた例は7件である。

債権の回収が滞った時点で連帯保証人に請求する必要があるが、実際には、担当者が連帯保証人と交渉を持つのは次の場合である。

(7) 債務者本人が行方不明になったためその所在を突き止めるとき

(1) 債務者が支払わないので連帯保証人の方から債務者あてに督促を行ってもらうとき
イ このため、連帯保証人に対して貸付金の返済を直接請求するのは、債務者本人が死亡または行方不明の場合、あるいは、連帯保証人のほうから支払申し出があった場合に限られている。

連帯保証人の資力については、貸付時に作成する書類から、職業、前年の所得金額及び不動産の有無等を知ることができる。

閲覧を行ったなかで、連帯保証人に資力が十

分あると判断できるにもかかわらず、請求をしていないケースがあった。

③ 母子相談員による返済指導はかなり熱心に行われている。しかし、その作業手順はマニュアル化されておらず、母子相談員及び担当職員の判断で行われている。したがって、上記のように連帯保証人への取立てはほとんど行われていない。

④ 時効中断手続である債務承認を文書で作成したことではない。

⑤ 貸付後において債務者及び連帯保証人の資産調査が行われておらず、債権の回収可能性について検討が行われていない。

債務者等の資力等を調査し、徴収可能なものについては速やかに適切な手続を行う必要がある。

また、調査の結果、回収可能性のないものについては速やかに貸倒れ処理（不納欠損処分）を行う必要がある。

貸倒れ処理を行わないことは、債権の管理コストを増やすと同時に、貸付金という資産を過大に評価するという問題がある。

⑥ 4市及び中央福祉事務所所管の事業開始資金及び事業継続資金貸付金の中で、回収可能性に問題があるものとして次のケースがあった。

ア 債務者本人が死亡

8件 2,440,118円

イ 保証人が死亡

10件 7,274,857円

ウ 債務者及び保証人が死亡

5件 1,431,782円

エ 債務者が行方不明

13件 9,394,645円

(督促状が宛先不明で返送されたもの及び同理由で不発送のもの)

才 債務者が破産宣告を受けた

6件 6,895,592円

(免責決定を受けたかどうかの調査がない)

力 保証人が破産宣告を受けた

2件 1,134,870円

[債務者死亡1件 行方不明1件]

(免責決定を受けたかどうかの調査がない)

⑦ 消滅時効が完成しているもののがかなりある。時効は返済期日ごとに起算されるが、閲覧を行った中で、滞納貸付金全額が時効となっているものが62件、36,794,154円あった（ただし、出納閉鎖日である平成11年5月31日時点の金額）。

時効成立と債権の消滅とは一致しないが、時効の援用があると債権は消滅する。その意味で時効が成立した債権は回収可能性が無いに等しい。

したがって、時効中断の効力がある債務承認を債務者から取ることが必要である。

(10) 母子寡婦福祉資金貸付金の原資は税金でまかなわれている。返済を受けた資金は次に同制度を利用する人のために使用されるものであるから、確実に返済がなされる必要がある。

しかし、もともと福祉の目的で経済的弱者である母子及び寡婦に貸し出された資金であるから、一般的の貸付金よりも不良債権となる可能性は高い。

したがって、債権が全額回収できなかったとしても、これについて県民の同意を得られるような債権管理システムが必要である。

第5商工政策課

1 中小企業者に対する近代化資金貸付制度

(1) 経営基盤の脆弱な中小企業者が健全な企業経営を行い、更なる発展を遂げるには、その経営体質の改善を図るとともに設備を近代化して行く必要がある。

このため、県は意欲のある中小企業者に対し3種類の近代化資金貸付制度を用意している。

① 中小企業設備近代化資金

県から中小企業者に対して、設備の近代化に必要な資金を貸し付ける。

② 中小企業高度化資金

中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業などに対して、県がコンサルタント及び資金貸付けによって助成をする。

③ 中小企業設備貸与資金

県から(財)徳島県中小企業振興公社に資金の貸付をなし、同公社が中小企業者の設備の近代化に必要な機械類を購入して、これを中小企業者に割賦販売又は貸与する。

(2) 貸付資金の財源

近代化資金の財源には、県一般会計からの繰出金、中小企業近代化資金等助成法第11条にもとづく国からの補助金及び中小企業総合事業団からの借入金の3種類がある。

(3) 近代化資金貸付制度が県の特別会計とされている理由

中小企業近代化資金等助成法第10条により、都道府県は特別会計を設置して中小企業設備近代化資金の貸付事業の経理を行わねばならない。

また同条により、中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第21条による資金の貸付をう

けて中小企業構造の高度化への資金貸付事業等を行つ都道府県は、その経理を特別会計において併せて行うことができるとされている。

- (4) 過去10年間における近代化資金の貸付額及び元利金の収入済額、収入未済額の状況等は表38、表39のとおりである。

表 3 8 近代化資金貸付金額

年度	区分	貸付金	合計
元	設備近代化	566,000,000	1,988,861,000
	高度化	1,035,248,000	
	設備貸与	387,613,000	
2	設備近代化	533,240,000	2,641,403,000
	高度化	1,700,000,000	
	設備貸与	408,163,000	
3	設備近代化	523,080,000	1,365,354,000
	高度化	454,711,000	
	設備貸与	387,563,000	
4	設備近代化	560,680,000	1,362,587,000
	高度化	400,139,000	
	設備貸与	401,768,000	
5	設備近代化	550,640,000	8,534,055,000
	高度化	7,584,862,000	
	設備貸与	398,553,000	
6	設備近代化	519,920,000	11,160,869,000
	高度化	10,245,423,000	
	設備貸与	395,526,000	
7	設備近代化	490,820,000	5,086,323,000
	高度化	4,222,347,000	
	設備貸与	373,156,000	
8	設備近代化	550,010,000	4,829,078,000
	高度化	3,942,518,000	
	設備貸与	336,550,000	
9	設備近代化	321,510,000	2,074,250,000
	高度化	1,522,740,000	
	設備貸与	230,000,000	
10	設備近代化	267,060,000	3,917,349,000
	高度化	3,225,729,000	
	設備貸与	424,560,000	

表 3 9 近代化資金貸付元利金の収入済額、収入未済額

平成年度	収入済額	収入未済額	区分	収入未済額	繰越分収入未済額
元	1,868,922,379	1,124,007,333 (1,060,639,016)	設備近代化	163,422,385	156,782,385
			高度化	960,584,948	903,856,631
			設備貸与	0	0
2	2,103,161,548	985,873,261 (900,310,615)	設備近代化	165,913,985	160,773,985
			高度化	819,959,276	739,536,630
			設備貸与	0	0
3	2,021,435,256	984,578,354 (962,780,354)	設備近代化	169,042,585	164,072,585
			高度化	815,535,769	798,707,769
			設備貸与	0	0
4	1,930,379,469	897,776,954 (880,948,954)	設備近代化	167,618,185	167,618,185
			高度化	730,158,769	713,330,769
			設備貸与	0	0
5	1,936,170,631	888,329,554 (871,501,554)	設備近代化	163,052,785	163,052,785
			高度化	725,276,769	708,448,769
			設備貸与	0	0
6	2,123,034,304	882,407,896 (863,489,896)	設備近代化	163,485,385	161,395,385
			高度化	718,922,511	702,094,511
			設備貸与	0	0
7	2,279,929,299	868,820,496 (843,527,496)	設備近代化	160,844,985	158,754,985
			高度化	707,975,511	684,772,511
			設備貸与	0	0
8	2,197,987,214	842,659,842 (813,591,842)	設備近代化	171,852,985	159,612,985
			高度化	670,806,857	653,978,857
			設備貸与	0	0
9	2,742,036,895	689,977,100 (671,046,100)	設備近代化	162,560,985	160,470,985
			高度化	527,416,115	510,575,115
			設備貸与	0	0
10	3,134,353,707	684,433,000 (683,985,000)	設備近代化	157,076,885	156,628,885
			高度化	527,356,115	527,356,115
			設備貸与	0	0

※ () は繰越分収入未済額

設備近代化資金貸付金は平成 4 年、高度化資金貸付金は平成 6 年をピークとして、その後は貸付額が漸減している。

元利金収入未済額は、設備近代化資金につき平成 8 年度増加を除けば他はほぼ同額で推移して来ており、また高度化資金は平成元年度から漸減して来ている。

(5) 設備貸与資金は、県による貸付け相手が(財)徳島県中小企業振興公社であり、これまでに未収金

は発生していない。

したがって、本監査では未収金が発生している設備近代化資金及び高度化資金の両貸付金について以下に考察する。

2 中小企業設備近代化資金貸付金

(1) 制度の概要

県が、中小企業者の設備の近代化に必要な資金を直接に貸付ける。貸付対象となる企業は、鑄物、木製品、食料品、建設、小売などの業種及び公害防止施設を設置する企業などである。

(2) 根拠となる関連法令等

中小企業近代化資金等助成法

同法施行令

同法施行規則

徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則

中小企業近代化資金貸付審査会要綱

(3) 貸付対象となる主な企業者

資本金 1 億円以下または従業員 300 人以下であること（ただし、鉱業、小売、サービス業については別の定めがある。）、同年度に(財)徳島県中小企業振興公社から別途に設備貸与をうける企業等は対象にならないこと、また金融機関からの借入金残高が 3 億 5,000 万円を超える企業や、最近 5 年間に本件貸付金を 3 回以上借り受けた企業は貸付枠に制限がある等、様々な制約がある。

(4) 貸付及び返済条件

① 貸付額 50 万円以上で 4,000 万円以下。ただし、事業実績が 1 年未満の会社又は個人の場合 25 万円以上 2,000 万円以下

② 貸付率 設備購入価格の 2 分の 1 以内

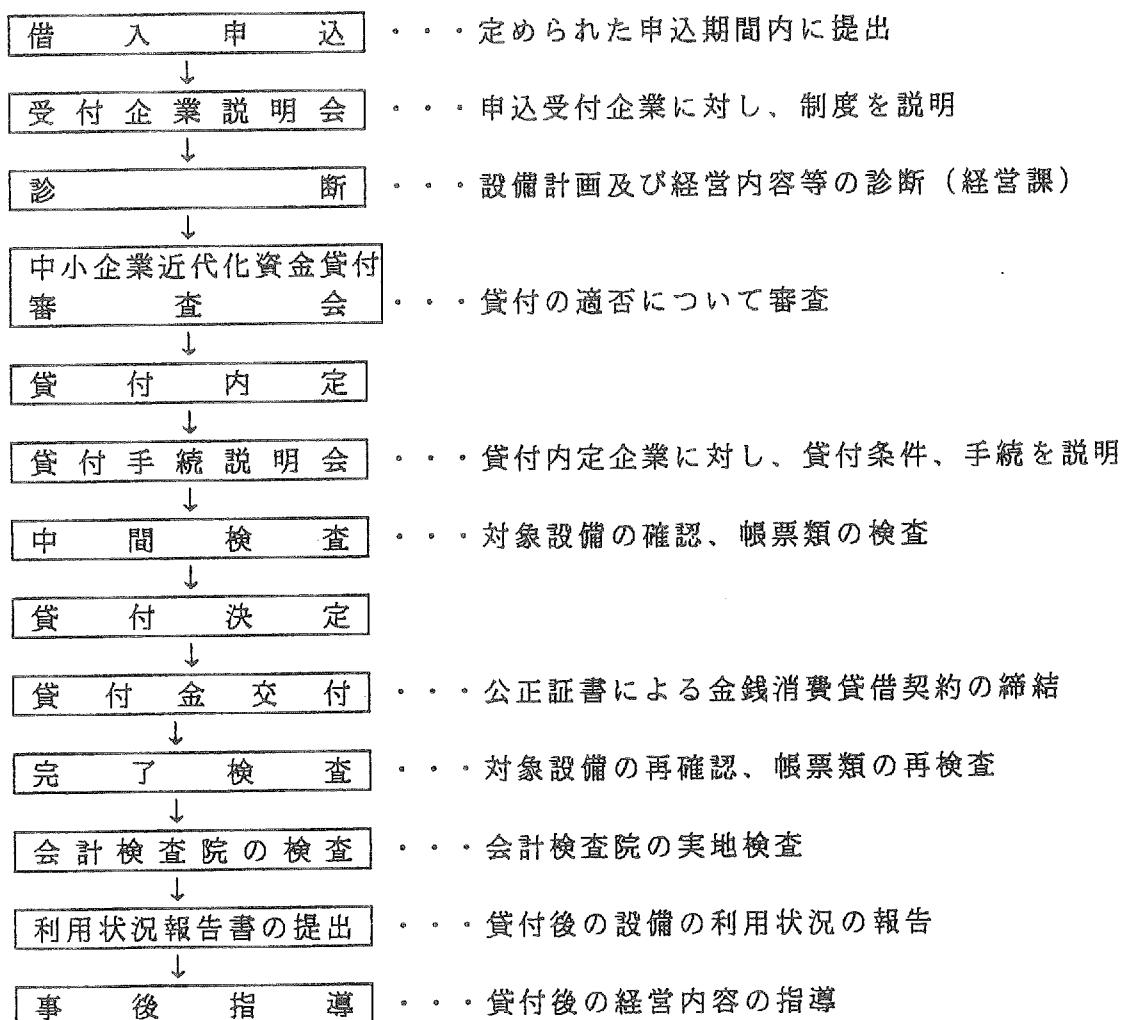
③ 利息 無利子

- ④ 保証人及び担保 ア 県内に居住し確実な保証能力のある個人の連帯保証人3人以上。ただし、1名は会社外の者とする。
 イ 原則として1,000万円以上の貸付については不動産担保を徴求する。

- ⑤ 返済方法 1年据置きで4年均等年賦償還。ただし公害防止施設については1年据置きで11年均等年賦償還

(5) 設備近代化資金の貸付手続は次の手続図のとおりである。

設備近代化資金貸付手続図



(6) 契約書類の作成

貸付にあたっては金銭消費貸借契約公正証書を作成する。別途に金銭消費貸借契約書類及び連帶保証約定書類は作成していない。

(7) 返済代行手続

昭和 58 年 7 月 1 日から、(財)徳島県中小企業振興公社は中小企業近代化資金等償還準備金積立要領にもとづき、債務者からの申込を受けて県への返済代行手続を行っている。これは、債務者（借入企業）が毎年の支払額（利息を含む）を 6 等分した金額で隔月 25 日を支払期日とする支払手形（1 年分 6 枚。4 年分で 24 枚）を(財)徳島県中小企業振興公社あてに振出して預託し、同公社が隔月に取立て償還準備金として金融機関へ預入れたのち、年 1 回の支払日に県が発行する納入通知書を使用して債務者にかわって県へ支払うという手続である。

(8) 貸付元利金未収金（滞納金）の発生状況

① 過去 10 年間における設備近代化資金貸付金の元利金収入未済額等の状況は表 40 のとおりである。

表 40 設備近代化資金元利金収入未済額

総	調定額	不収率	収入未済額	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
					調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
元	556,395,585	0	163,422,385	29.4%	160,994,585	156,782,385	97.4%	395,401,000	6,640,000	1.7%
2	610,992,385	0	165,913,985	27.2%	163,422,385	160,773,985	98.4%	447,570,000	5,140,000	1.1%
3	669,918,985	0	169,042,585	25.2%	165,913,985	164,072,585	98.9%	504,005,000	4,970,000	1.0%
4	706,939,585	0	167,618,185	23.7%	169,042,585	167,618,185	99.2%	537,897,000	0	0.0%
5	696,943,185	0	163,052,785	23.4%	167,618,185	163,052,785	97.3%	529,325,000	0	0.0%
6	701,559,785	0	163,485,385	23.3%	163,052,785	161,395,385	99.0%	538,507,000	2,090,000	0.4%
7	709,007,385	0	160,844,985	22.7%	163,485,385	158,754,985	97.1%	545,522,000	2,090,000	0.4%
8	712,086,985	0	171,852,985	24.1%	160,844,985	159,612,985	99.2%	551,242,000	12,240,000	2.2%
9	728,317,985	0	162,560,985	22.3%	171,852,985	160,470,985	93.4%	556,465,000	2,090,000	0.4%
10	664,605,985	0	157,076,885	23.6%	162,560,985	156,628,885	96.4%	502,045,000	448,000	0.1%

② 平成 9 年度末、10 年度末における元利金未収額の発生年度別内訳は表 41、表 42 のとおりである。

昭和 50 年度発生のものから現在に至るまで、
長期にわたり未収額が累積している。

表 4 1 平成 9 年度末の元利金未収金発生年度別内訳

調定年度	件数	未収額
昭和 50	3	1,503,000
51	4	3,854,000
52	6	5,881,000
53	10	9,296,000
54	10	10,970,000
55	12	13,039,000
56	11	12,609,000
57	9	23,544,958
58	6	10,079,150
59	12	13,719,877

調定年度	件数	未収額
昭和 60	9	11,282,000
61	7	9,799,000
62	4	6,950,000
63	4	4,144,000
平成 元	4	6,390,000
2	3	5,140,000
7	1	1,680,000
8	3	10,590,000
9	1	2,090,000
計	119	162,560,985

表 4 2 平成 10 年度末の元利金未収金発生年度別内訳

調定年度	件数	未収額
昭和 50	3	1,431,000
51	4	3,854,000
52	6	5,841,000
53	10	9,156,900
54	10	10,895,000
55	12	12,967,000
56	11	12,606,000
57	9	23,544,958
58	5	9,989,150
59	12	13,568,877

調定年度	件数	未収額
昭和 60	9	11,282,000
61	7	9,799,000
62	4	6,930,000
63	4	4,144,000
平成 元	4	6,390,000
2	3	5,140,000
7	1	180,000
8	3	6,820,000
9	1	2,090,000
10	1	448,000
計	119	157,076,885

(8) 雜入未収金の発生状況

- ① 元利金以外の雑入は遅延損害金であるが、その収入及び収入未済額の状況は表 4 3 のとおりである。

表 4 3 設備近代化資金雑入収入未済額

年数	調定額	不納欠損額	収入未済額	前年度からの繰越分		
				調定額	不納欠損額	収入未済額
元	129,437	0	129,437	129,437	0	129,437
2	129,437	0	129,437	129,437	0	129,437
3	129,437	0	129,437	129,437	0	129,437
4	129,437	0	129,437	129,437	0	129,437
5	129,437	0	129,437	129,437	0	129,437
6	129,437	0	129,437	129,437	0	129,437
7	179,437	0	129,437	129,437	0	129,437
8	140,046	0	129,437	129,437	0	129,437
9	219,437	0	129,437	129,437	0	129,437
10	249,437	0	129,437	129,437	0	129,437

② 平成 9 年度末、10 年度末における雑入（遅延損害金）未収額の発生年度別内訳は表 4 4、表 4 5 のとおりである。

表 4 4 平成 9 年度末

調定年度	件数	未収額
昭和 62	1	129,437
63	0	0
平成 元	0	0
2	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
計	1	129,437

表 4 5 平成 10 年度末

調定年度	件数	未収額
昭和 62	1	129,437
63	0	0
平成 元	0	0
2	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	0	0
計	1	129,437

③ 後記 5 (88 頁) のとおり、遅延損害金は元利金の完済時までは数値として表れてくることがなく、いわゆる暗数として存在している。

このため、遅延損害金の収入調定額が極めて少ないとということは、元利金の滞納後における元利金完済がほとんどなされていないことの裏返しでもある。

(9) 未収金の発生原因

① 長引く不況により、経営基盤の弱い中小企業の経営不振、倒産などが原因として考えられるが、表42のとおり、現在の滞納件数119件のうちバブル崩壊時である平成3年以前の未収金発生が113件であることからすれば、バブル崩壊が未収金発生の直接的原因ではない。

② これらの貸付には必ず連帯保証人が付されており、物件担保が付されているものがあることからすれば、滞納発生後における回収方法が不十分であったことが未収金額の減少しない理由ではないかと思われる。

(10) 未収金（滞納金）発生後における県の対応

そこで調査したところ、県の滞納金に対する回収手続は次のとおりである。

① 分割支払期日に滞納が発生すると、直ちに債務者の呼出し及び企業訪問を行う。債務者あての督促文書の発送及び連帯保証人あるいは担保提供者への文書による連絡方法について、系統的な手続マニュアルはない。

② 滞納発生後は、年1回、債務者、連帯保証人及び物件提供者の呼び出しをして、支払を督促する。

③ 債務者らから滞納金の分割返済を受けることがある。

ア 債務者らが(財)徳島県中小企業振興公社名義の銀行預金口座へ分割返済金額を入金し、県が債務者あてに発付した納入通知書により同公社が県へ代行支払をする。

イ 債務者が同公社に申込みをなし、2カ月毎の支払期日を記入した手形を振出してこれを同公社に預けておき、同公社が取立をしたのちに県へ代行支払をする。

ただし、連帯保証人あるいは物件提供者については、手形を用いた同様の分割返済方法はない。

- ④一部返済の場合には、まず滞納日時の古い分割元金に充当する。支払期日後に発生する遅延損害金は年10.75%の割合と定めているが、元金が完済された後でなければ遅延損害金の請求はしない。
- ⑤公正証書には滞納があれば期限の利益を喪失させることができる旨の定めがあるが、期限の利益を喪失させたことはない。
- ⑥公正証書にもとづいて債務者あるいは連帯保証人に対して強制執行をしたことはない。

(ii) 問題点

未収金額500万円以上（後記3のとおり、この額には遅延損害金は含まれていない。）の貸付案件11件を中心に原簿を精査したところ、以下のとおりの問題点があった。

- ① 貸付に際しては次の問題点がある。
 - ア 金銭消費貸借契約公正証書の作成に際して、債務者本人及び連帯保証人本人は公証人役場へ出頭せず、県職員が公正証書作成嘱託代理人となり委任状を持参して出頭する。
このため、公正証書では債権者たる徳島県の代理人と、債務者及び連帯保証人の代理人とが、ともに県職員（ただし別人）になっている。
 - イ 公正証書以外には金銭消費貸借契約書類は作成しておらず、債務者及び連帯保証人の署名、押印のある金銭消費貸借契約文書が存在しない。
 - ウ 連帯保証人の署名、押印のある保証承諾書等の連帯保証契約書類を作成していない。

ただし、貸付規則の改正がなされた昭和59年以前においては、連帯保証確認書を徴求する定めになっていたが、この時の連帯保証確認書には借入額、借入条件、支払条件が記載されておらず、連帯保証人において保証内容を知ることができない書式になっていた。

エ 公正証書作成嘱託委任状についてのみ債務者及び連帯保証人の署名、押印がある。しかし、委任状の本文中における貸借条件のうち、連帯保証人欄については全員の氏名が記載されておらず、連帯保証人某外〇名と概括的に表示されている。連帯保証人相互間における人物特定についての要素の錯誤が生じる場合がある。

オ 公正証書作成嘱託の委任にあたり、債務者及び連帯保証人の代理人となる県職員の選定が県に一任されている場合（債権者に対する代理人選定の委任）には、代理人の受任対象となる契約内容が複雑であるとき、あるいは連帯保証人の氏名が具体的に表示されていないとき等には双方代理禁止の法意に照らして問題となる場合がある（東地判昭27.9.16、大津地判昭29.12.7など）。

したがって、

Ⓐ 公正証書の作成手続における債務者及び連帯保証人の代理人は、県職員ではなく債務者あるいは連帯保証人の側からの者をもってあてるべきである。

Ⓑ 今後においても金銭消費貸借契約文書を公正証書のみとするのであれば、公正証書作成嘱託委任状における委任事項の記載は、公正証書の内容と完全同一とすべきである。

力 同委任状の債務者欄あるいは連帯保証人欄

の署名につき、複数人の署名が同一人の筆跡によると疑われるものがあった。

本人以外の代理人と称する者が本人の実印及び印鑑登録証明書を所持している事実のみでは、その者に代理権があると信じたことにつき正当の理由があるとはいえない。

したがって、委任状には、必ず委任者本人による自署、押印を得るべきである。

キ 中小企業近代化資金償還準備金の積立は、約定償還手続をスムーズに行わせるため債務者と(財)徳島県中小企業振興公社との約定によりとられている方策であるが、債務者が支払期日前において償還金額の支払をするのと同様になり、債務者から期限の利益を実質的に奪う側面があることに注意すべきである。

② 未収金回収手続には次の問題点がある。

ア 消滅時効中斷方法

設備近代化資金の消滅時効は5年であり、欠損処理のためには時効の援用が必要とされているが、あるケースでは債務者会社代表者から平成元年、平成7年にわたり「債務否認。弁護士に相談した。時効が完成している」旨の主張をうけながら、そのまま債権として計上しているものがあった。

イ 時効中斷行為としての債務承認につき、債務者による債務承認と連帯保証人による債務承認との法的効果の違いへの対応が不十分である。

このため、連帯保証人からの債務承認及び分割支払のなされている状態で、借入債務 자체の時効が完成していると思われるケースがある。

ウ 公正証書の条項には、債務者に滞納が発生

したときには償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる（いわゆる期限利益喪失条項）とされているが、これまで適用されたことがない。

工 公正証書の作成目的は、滞納金の取立につき裁判手続を経ることなく公正証書を債務名義として直ちに強制執行をなすことにある。しかし、これまでに公正証書を用いて強制執行を行ったことは一度もない。

オ 債務者である会社あるいは個人事業者が倒産した場合には、連帯保証人に対して返済請求をする以外に途はない。ところが、連帯保証人が死亡しているのに、その連帯保証債務を相続承継した者及び家庭裁判所への相続放棄申述の有無等の把握が十分にできていない。

3 中小企業高度化資金貸付金

(1) 制度の概要

中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業（具体的には工業団地、卸団地、ショッピングセンターなど、中小企業の結合体である組合等が行う集団化、共同化、協業化等による事業）及び第3セクター又は商工会等が実施する中小企業者への支援事業に対して、コンサルタント面及び事業資金面から助成する制度である。

(2) 根拠となる関連法令等

中小企業事業団法

中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）

同法施行令

同法施行規則

徳島県中小企業高度化資金貸付規則

(3) 貸付の方法

一つの都道府県内の事業を対象に、県が中小企業総合事業団からの借入金及び県独自の財源をもって中小企業者に貸付を行う方法（A方式）と、二つ以上の都道府県の間にまたがる事業を対象に、県が中小企業総合事業団へ貸付を行い、事業団がこれに独自財源を追加した資金で中小企業者に貸付を行う方法（B方式）とがある。本監査では県が直接に中小企業者へ貸付手続を行うA方式のみを監査対象とした。

(4) 貸付対象企業

- ① 資本金 1 億円以下又は従業員 300 人以下の中小企業で工業、鉱業、運送業その他の事業を主たる事業とするもの
- ② 資本金 3,000 万円以下又は従業員 100 人以下の企業で卸売業を主たる事業として営むもの
- ③ 資本金 1,000 万円以下又は従業員 50 人以下の企業で、小売業又はサービス業を主たる事業として営むもの
- ④ 中小企業団体法第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、協業組合などの組合
- ⑤ 1 社の大企業又はその役員から 50 % 以上の出資を受けている中小企業者及び大企業又はその役員から 100 % の出資を受けている中小企業者は貸付の対象とならない。
- ⑥ ①、②の中小企業者が出資して設立した会社、あるいは中小企業者同士が合併してできた新会社で、形式的には大企業となったが設立又は合併から 3 年間以内にある会社

(5) 貸付及び返済条件

- ① 貸付額 事業費の 65 % から 100 % にあたる金額
- ② 利息 一般的には年 2.7 %。公

害防止関係、省資源、省エネ
ルギー関係等の特別事業につ
いては無利子

③連帯保証人及び担保ア原則として資力を有する連帯保
証人2人以上

ただし、協同化により成立し
た組合への貸付については、原
則として組合役員全員が連帯保
証人となる。

イ債務者（借入者）の所有不動産
に第1順位の抵当権を設定する。

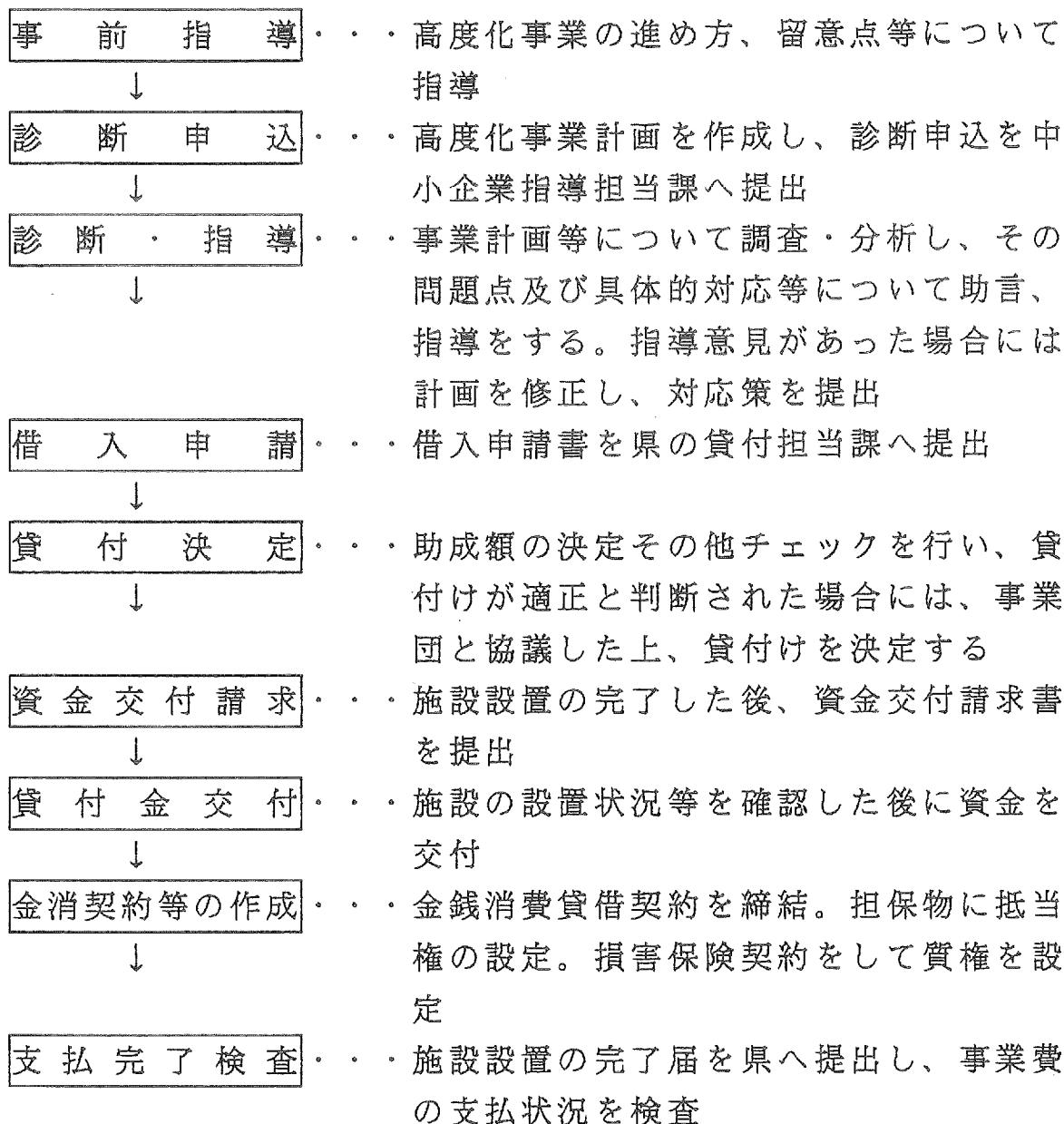
ウ債務者（借入者）の所有機械設
備に譲渡担保権を設定する。

④返済方法 償還期限は企業によって5
年から20年と幅がある。

(6) 高度化資金の貸付手続については、次の貸付手
続図のとおりである。

貸付実行前には経営課における慎重な企業診断
がなされ、高度化事業推進会議の判定を経て貸付
がなされているが、この診断、審査のために数年
を費やしているのが通例である。

高度化資金貸付手続図



- ① 事前指導の前に中小企業総合事業団は、高度化事業制度説明会を行って制度の基本的事項、効果などを説明する。
- ② 事前指導、診断指導には、中小企業総合事業団も参加協力する。
- ③ 借入申請書を提出できない場合は、認定申請書を提出し、県は事業着工が適当と判断された場合には、中小企業総合事業団と協議の上で事業認定をする。

(7) 契約書類の作成

貸付にあたっては金銭消費貸借契約公正証書を作成する。別途に金銭貸借契約書類は作成していない。

(8) 返済代行手続

昭和58年7月1日から、(財)徳島県中小企業振興公社は中小企業近代化資金等償還準備金積立要領にもとづき、債務者からの申込みを受けて県への返済代位手続を行っている。

これは、債務者が支払手形を4年分24通(1年につき6枚の割合)と5年目以降一括支払分1通の合計25通を(財)徳島県中小企業振興公社あてに振り出して預託し、同公社がこれによる決済金を償還準備金として金融機関へ預入れたうえ、県が発行する納入通知書により、償還期日に同公社が債務者に代行して県へ支払をする手続である。

(9) 未収金の発生状況

① 過去10年間における高度化資金の収入未済額等の状況は表46のとおりである。

表46 高度化資金元利金収入未済額

籍	調定額	不収額	収入未済額	未収率	前年度からの繰越分			現年度分		
					調定額	収入未済額	未収率	調定額	収入未済額	未収率
元	2,038,016,127	0	960,584,948	47.1%	936,440,633	903,856,631	96.5%	1,101,575,494	56,728,317	5.1%
2	2,082,482,924	0	819,959,276	39.4%	960,584,948	739,536,630	77.0%	1,121,897,976	80,422,646	7.2%
3	1,948,530,875	0	815,535,769	41.9%	819,959,276	798,707,769	97.4%	1,128,571,599	16,828,000	1.5%
4	1,717,107,338	0	730,158,769	42.5%	815,535,769	713,330,769	87.5%	901,571,569	16,828,000	1.9%
5	1,731,345,500	0	725,276,769	41.9%	730,158,769	708,448,769	97.0%	1,001,186,731	16,828,000	1.7%
6	1,809,764,415	0	718,922,511	39.7%	725,276,769	702,094,511	96.8%	1,084,487,646	16,828,000	1.6%
7	2,004,739,660	0	707,975,511	35.3%	718,922,511	684,772,511	95.2%	1,285,817,149	23,203,000	1.8%
8	1,915,917,071	0	670,806,857	35.0%	707,975,511	653,978,857	92.4%	1,207,941,560	16,828,000	1.4%
9	2,349,202,010	0	527,416,115	22.5%	670,806,857	510,575,115	76.1%	1,678,395,153	16,841,000	1.0%
10	2,692,888,222	0	527,356,115	19.6%	527,416,115	527,356,115	100.0%	2,165,472,107	0	0.0%

② 平成9年度末、10年度末における未収額の発生年度別内訳は表47、表48のとおりである。

表4 7 平成9年度末の未収金発生年度別内訳

調定年度	件数	未収額	調定年度	件数	未収額
昭和54	1	1,129,688	平成元	3	17,340,000
55	2	74,461,468	2	3	67,409,139
56	4	34,034,804	3	1	16,828,000
57	5	42,868,300	4	1	16,828,000
58	5	44,480,716	5	1	16,828,000
59	4	42,920,000	6	1	16,828,000
60	4	42,453,000	7	1	16,828,000
61	2	14,629,000	8	1	16,828,000
62	2	14,170,000	9	1	16,841,000
63	2	13,711,000	計	44	527,416,115

表4 8 平成10年度末の未収金発生年度別内訳

調定年度	件数	未収額	調定年度	件数	未収額
昭和54	1	1,069,688	平成元	3	17,340,000
55	2	74,461,468	2	3	67,409,139
56	4	34,034,804	3	1	16,828,000
57	5	42,868,300	4	1	16,828,000
58	5	44,480,716	5	1	16,828,000
59	4	42,920,000	6	1	16,828,000
60	4	42,453,000	7	1	16,828,000
61	2	14,629,000	8	1	16,828,000
62	2	14,170,000	9	1	16,841,000
63	2	13,711,000	計	44	527,356,115

③ 高度化資金については過去10年間にわたり
雜入（遅延損害金）が調定されていない。その
理由は後記5の(1)に記載したとおりである。

(10) 未収金発生後における県の対応

- ① 設備近代化資金について述べた2の(10)の①な
いし⑥と同様である。
- ② 消滅時効中断のための債務承認書類の作成は
していない。債務の一部返済行為による債務承
認の方法をとっている。

(11) 問題点

平成10年度までにおける滞納貸付件数は6件
(5業者)であり、全件につき原簿を調査したと
ころ以下の問題点があった。

① 貸付時の問題点

ア 金銭消費貸借契約公正証書の作成に際して、債務者代表者本人及び連帯保証人本人は公証人役場へ出頭せず、県職員がその代理人となって出頭する。

公正証書では、債権者たる県の代理人と債務者及び連帯保証人の代理人とがともに県職員（ただし別人）になっている。

したがって、公正証書作成時における代理人選定委任の問題が中小企業設備近代化資金において述べたと同様に生じるおそれがある。

イ 債務者代表者及び連帯保証人が署名、押印をする金銭消費貸借契約書類の作成がなされていない。

ウ 連帯保証人から連帯保証承諾書の提出を受けるが、これには貸借条件（借入金額、利息、遅延損害金、償還方法等）がまったく記載されておらず、連帯保証契約の内容を特定しない今まで保証約定書を作成させる書式になっている（中小企業高度化資金貸付規則第8条第1項第2号による様式第2号）。したがって、連帯保証人からインフォームド・コンセント欠如及び事実錯誤による保証否認を主張される可能性がある。

また、連帯保証承諾書には複数の連帯保証人が並例的に署名、押印をする形式になっているが、複数の署名が同一人の筆跡によると思われるものがあった。

エ 連帯保証人及び担保物件提供者（抵当権設定者）の作成する保証約定書及び公正証書作成嘱託委任状への署名、押印が、連帯保証人及び物件提供者本人によってなされたことを証明する保証意思確認書類を作成していない。

したがって未収金取立手続において署名偽

造等による保証否認を主張される可能性が潜んでいる（一部案件の記録中に、保証否認の申し出があった旨の記述がある。）

オ 公正証書作成嘱託委任状には債務者代表者及び連帯保証人の署名、押印があり、貸借条件が記載されているが、本文中の連帯保証人欄には連帯保証人某外〇名とのみ記載されており、連帯保証人全員の具体的な氏名特定がない。

カ 同委任状の委任者欄には複数人の署名が同一人の筆跡と思われるものがあった。

キ 中小企業近代化資金償還準備金の積立は、債務者が支払期限前に償還金額を預託する制度である。これは債務者と(財)徳島県中小企業振興公社との間の約定によるものではあるが、債務者から期限の利益を実質的に奪う側面がある。

ク また4貸付案件（3業者）については、第1回の償還時から未収金が発生し、あるいは融資対象事業そのものが開始されていなかった。

これらに関しては、貸付決定前に長期間かけてなされた企業診断、審査の手続が適切さを欠いていたものと思われる。

② 未収金回収手続上の問題点

ア 連帯保証人への長期にわたる請求催告の欠如がある。

債権額が著しく高額であり請求によって連帯保証人に破産申立を余儀なくさせるような場合には、連帯保証人が早い時期に請求を受けていれば自らで破産申立をして債務を整理清算し、免責を受けるなど早期に再出発をするチャンスを得ることができる。しかるに、

債権者が長期間にわたり請求をなさず放置した後に連帯保証人に対して法的請求をすることは、連帯保証人の再出発を困難にしてその更生を妨げる。長期間経過後における連帯保証人への支払請求が権利濫用として棄却される場合があることに注意を要する（和歌山地裁田辺支部平成9年11月25日判決）。

イ 債務者が倒産した後の連帯保証人に対し、公正証書にもとづく差押等強制手段を用いたことがない。

しかし、監査結果では連帯保証人の中には十分な返済資力を有すると思われる者もいるので、直ちに請求をなし取立手続に着手すべきである。

その際には、連帯保証人には分別の利益がなく、各人が全額についての支払義務があることを説明し、かつ、請求にあたっては未調定となっている遅延損害金額をも説明すべきである。

ウ 連帯保証人の中には死亡した者がいるが、相続人の特定、相続放棄の有無確認などの、相続による連帯保証債務承継人の確定手続がなされていない。

直ちにこれらの手続を行い、現時点における未収金請求の対象者を明確に把握すべきである。

また、連帯保証人の共同相続人の一部との話し合いはしているが（もっとも債務承認は得られていない。）、他の共同相続人の相続分債務についてはすでに消滅時効が完成している。

エ 消滅時効中断事由としての債務承認について、債務者のなす債務承認行為と保証人のな

す債務承認行為との法的効果の違いにつき認識が十分でない。

このため、一部支払行為が連帯保証人により継続されてきているが、この種案件では主債務の時効中断の効力がないため主債務の消滅時効が完成しており、当該連帯保証人から主債務の消滅時効を援用される可能性がある。

4 債権管理文書

中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金のいずれの貸付金についても、貸与後における督促手続及び償還状況を債権管理カードなどで時系列的に記録するシステムが取られていらない。このため、債務者らとの協議実施等につき担当者がその都度に作成する文書などから全体をとらえざるを得ず、債権管理がしむらい体制になっている。

債権管理カードなどの様式を統一し、日時及び担当者を明示したうえで、債務者らとの交渉及び協議内容を記録するようにすべきである。

5 調定されない遅延損害金

(1) 各貸付金については、分割支払期日における各分割金の不払毎に年10.75%の遅延損害金（期限後の金利）が不斷に発生しているが、その発生総額は元金全額がいったん償還済となるまで不確定である。

県では民間金融機関と異なり、このような遅延損害金は元本完済時まで調定されないので、表面上には不良債権として出てこない。

このため、調定額をもとにした未収金額である表40ないし42及び46ないし48の各数値には遅延損害金が含まれていない。

したがって、県が債務者及び連帯保証人から取立をしなければならない債権額は、上記の各表に掲げられた数値の外に、未だ計上されていない遅延損害

金の額を加えねばならない点を注意すべきである。

- (2) 遅延損害金の総額が残元金の完済時まで調定されず、債務者らには遅延損害金額がわからない。

しかし、遅延損害金額が貸金残元金額の数倍となっているケースもあるので、債務者らへの請求の際には、その時点までに発生している遅延損害金額を明示すべきである。

- (3) さらに、これまで未調定として来た遅延損害金額についても、残元金の調定日までに発生している額は確定できるのであるから、発生済遅延損害金を元金とともに調定するのが望ましい。

6 時効完成債権の欠損処理

貸付金の消滅時効中断手続については特に問題が多い。かなりの額の未収金につき時効が完成していると思われるが、これは同時に、未調定のままとなっている遅延損害金についても時効の効力を及ぼす。

したがって、直ちに個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査すべきである。

そのうえで、時効援用があったものについては未収金から欠損処分で除外し、未だ援用のないものについても、援用がないからとの理由でいつまでも計上を続けることなく、議会の承認を得るなど、地方自治法に定められた適切な方法により欠損処分を行うべきである。

貸付資金の財源には国あるいは中小企業総合事業団から県への貸付金が含まれている。このため県による未収金の欠損処分がなされても、県から国あるいは中小企業総合事業団への返済義務は残る。

したがって、未収金の欠損処分手続においては、国あるいは中小企業総合事業団との十分な協議が必要である。

第6用地補償課

1 特定事業移転促進資金貸付金

(1) 制度の概要

公共事業の施行に伴って工場等を移転したが、環境問題等により操業等に期限を付され、移転先から他所への再移転を余儀なくされている者に対して、円滑な移転を図るよう移転資金の貸付を行う。

(2) 根拠となる関連法令等

徳島県特定事業移転促進資金貸付要綱

徳島県特定事業移転促進資金貸付基準

(3) 貸付資金

知事が予算の範囲内で貸付ける。

(4) 貸付対象者

次の要件のいずれにも該当する企業（個人あるいは会社）

ア 公共事業の施行に伴い工場等を県内の他の場所へ移転し、同一事業を営む者

イ 公害発生のおそれ等を理由として移転先地周辺住民等による立地反対があり、県の仲裁、調停により住民等との間で操業等につき期限が付された覚書等を締結した者

ウ 資本金1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者は1,000万円、卸売業を主たる事業とする者は3,000万円）以下で、従業員数が300人（小売業又はサービス業は50人、卸売業は100人）以下の者

エ 県税を滞納していない者

オ 県内の商工団体等から企業の存続につき要望書の提出がある者

(5) 貸付及び返済条件

ア 貸付限度額 10億円以内

イ 利 息 年3.0%